

京一旭町会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は京一旭町会とする。
区域は京島一丁目1番の一部、6～7番、9～12番、14番1・2・5・12号
17～25番、京島二丁目8番1・2号とする。
- 第 2 条 本会は京一旭町会内に居住する住民並びに事業所などで組織する。
2本会に入会する場合は入会申込書を会長に提出しなければならない。
3本会は前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではいけない。
- 第 3 条 本会の事務所は町会長宅に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は会員相互の親睦をはかり、住民の福祉の充実と住みよい街の維持・向上を目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成する為に下記の事業部等を設ける。
1. 総 務 部 会運営上の企画、広報、渉外に関する事業
他の部門に属さない事業及び2部門以上に渉る事業
 2. 防 犯 部 防犯の指導と啓もうなどに関する事業
 3. 防 火 部 防火・防災意識の向上などに関する事業
 4. 環境衛生部 環境衛生上の予防及び処理などに関する事業
 5. 青 年 部 地域のふれあい及び青少年の育成に関する事業
 6. 交 通 部 交通安全・交通事故防止などに関する事業
 7. 女 性 部 女性の協力を必要とする事業
 8. みまもり隊 高齢者など、要援護者のみまもり活動に関する事

第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会の区域を第一地区・第二地区・第三地区に区分し下記の役員を置く。
- | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 町会長 | 1名 | 副会長 | 2名 | 会 計 | 2名 | 監 査 | 2名 |
| 地区長 | 3名 | 総 務 | 若干名 | 部 長 | 7名 | 副部長 | 若干名 |
- (部長、副部長とは各事業部の部長及び副部長をいう)
- 役 員 若干名 顧 問 若干名 常任相談役 若干名 相談役 若干名
- 町会長は本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
副会長は町会長を補佐し、町会長事故ある時はその職務を代行する。
又、各地区、各事業部と連携し、本会の運営を円滑に行う。
会計は本会の会計事務を処理する。
監査は本会の会計事務を監査する。
常任相談役は要請に応じて各職務を補佐する。
地区長は副会長と協力し、各地区の会費徴収及び慶弔などのまとめ役を行う。
部長は各事業部の事業の運営にあたる。

副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。
役員は役職及び各事業部に所属し、会務を行い必要事項を会員に連絡する。
役員は本会の他の役職及び事業部を兼務することが出来る。

- 第 7 条 本会の役員は下記の方法により選出する。
町会長は総会において役員の中より選出する。
副会長は総会において役員の中より選出する。
会計、監査及総務は役員の中より町会長が委嘱する。
地区長は各地区の役員の中から互選により選出し、町会長が委嘱する。
部長、副部長は各事業部の役員の中から互選により選出し、町会長が委嘱する。
選考委員は各地区より同数選出し、第 6 章第 15 条により町会長及び副会長を推薦する。
顧問及び常任相談役・相談役は役員会の推薦により町会長が委嘱する。
役員の任期は 2 ヶ年とし留任を妨げない。
補欠役員の任期は残任期間とする。
必要により名誉会長を置く事ができる。

第 4 章 会 議

- 第 8 条 本会の会議は下記の通りとする。
総会、臨時総会、役員会、運営委員会、事業部会とする。
総会は年度に 1 回開催し、町会長が必要と認めた時又は会員の過半数の要求があった時は臨時総会を開催する。
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
（1）日時および場所
（2）会員の現在数及び出席者数
（3）開催目的、審議事項及び議決事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
（5）議事録署名人選任に関する事項
議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印をしなければならない。
役員会及運営委員会は町会長が必要と認めた時に随時開催する。
運営委員会は会長、副会長、会計、地区長、総務、事業部長で構成する。
事業部会は部長が必要と認めた時に開催する。
本会の各会議の決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 5 章 経 理

- 第 9 条 本会の資産構成は別に定める財産目録記載の資産、会費その他の収入とする。
会費は各世帯、事業所毎に毎月一口三百円以上とする。
第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始め翌年の 3 月 31 日に終る。
第 11 条 町会長は特別の事情があると認めた会員に対し、役員会の承認を得て会費の一部又は全額を免除することができる。本会の予算並に決算は総会に於いて承認を得る。

第 6 章 附 則

- 第12条 本会の事業運営に関する細目にわたる必要事項は、役員会の承認を得て運営内規を定め事業執行の公正を期する事とする。
- 第13条 本規約に規定していない緊急かつやむを得ない事情が生じた場合は、役員会に於いて暫定的に処理し、可及的速かに役員会又は総会の承認を得る事とする。
- 第14条 本規約の改廃は総会又は臨時総会の決議による。
規約の変更を必要とする場合は総会の3日前までに予め告示し、総会出席者の4分の3以上の議決を得、かつ、墨田区長の認可を受けなければならない。
- 第15条 選考委員会は町会長及び副会長の選考方法についてその都度協議し、各地区役員会に提案する。各地区は役員の中から会長等の推薦候補者を選出し、選考委員会に於いて協議の上、推薦者を選考し総会に諮る。
- 第16条 会員又は役員が本会の目的に違反した時、又は会の名誉を毀損する行為があった場合は、総会の決議により解任または除名する事ができる。
- 第17条 本会は特定の政党、宗教に偏する事なく、又本会又は本会役員の名目で如何なる職務の候補者をも支持しない。
- 第18条 本会の役員が他地区に転居せるも残留の意志がある場合は、役員会了解の上、会員とする事が出来る。
- 第19条 第2章第5条の事業部門について、部の合併又は名称変更を実状に依じて役員会了承の上、変更する事が出来る。
- 第20条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
解散の時に有する残余財産は、総会において総会員数の2分の1以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。
- 第21条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておく。
- 第22条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- 第23条 本規約は平成28年7月10日よりこれを施行する。
本会の設立初年度の会計年度は、第10条に関わらず設立総会日から平成29年3月31日までとする。
また、事業計画及び予算は設立総会の定めるところによる。

【参 考】

第260 条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 規約で定めた解散事由の発生
2. 破産手続開始の決定
3. 認可の取消し
4. 総会の決議
5. 構成員が欠けたこと。